

令和6年度仁淀川町移住定住促進空き家活用住宅改修工事
公募型プロポーザル募集要領

1. 工事の概要

(1) 工事名

①令和5年度(繰越)空き家対策総合支援事業

仁淀川町移住定住促進空き家活用住宅(上土居第一住宅1号)改修工事

②令和6年度空き家対策総合支援事業

仁淀川町移住定住促進空き家活用住宅(森大内住宅1号)改修工事

(2) 工事の目的

本工事(設計、設計監理等含む)は、仁淀川町への移住定住を促進するため、仁淀川町が集落等における空き家を借り上げて整備する仁淀川町移住定住促進空き家活用住宅(以下「空き家活用住宅」という。)の改修工事を行い、移住定住施策の促進を図ることを目的とする。

(3) 工事内容

空き家活用住宅の改修工事(設計、設計監理等含む)

(4) 工事期間

設計等：令和6年6月17日(月)午後3時まで

改修工事：令和6年7月1日から令和6年12月31日まで(6カ月予定)

2. 見積限度額(消費税額及び地方消費税額を含む。)

①上土居第一住宅1号：13,926,000円

②森大内住宅1号：10,324,000円

3. 審査委員会の設置

プロポーザルの審査を公平に行い、契約の相手方となる候補者及び次点者を選考するために「令和6年度仁淀川町移住定住促進空き家活用住宅改修工事公募型プロポーザル審査委員会」(以下「審査委員会」という。)を設置します。

4. 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書と企画提案者(以下「参加者」という。)のプレゼンテーション

の内容を審査する審査委員会を開催します。審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公平な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）と次点者を選定します。

工事（設計等含む）の施工に際して、企画提案者の内容をそのまま実施することをお約束するものではありません。選定後には、候補者と町は、企画提案書の内容をもとにして、工事（設計等含む）の履行に必要な履行条件などの協議と調整（以下「交渉」という。）を行い、この交渉が整ったときは、随意契約の手続きに進みます。7日以内（予定）に交渉が整わない場合は、次点者に選定されたものが、改めて町と交渉を行うことになります。

5. 参加資格要件

参加者の資格要件は次のとおりです。

- (1) 仁淀川町内に主たる営業所又は従たる営業所を置く者。
- (2) 仁淀川町における「令和6年度入札参加資格者名簿（建設工事）」に登録されている者であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 「仁淀川町物品購入等指名停止措置要綱」及び「仁淀川町建設工事指名停止措置要綱」に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (5) 「仁淀川町暴力団排除条例」に基づく指名停止措置を受けていないこと。
又は、同条例第6条に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。

6. 説明会

日 時：令和6年5月14日（火） 午後1時30分から

場 所：仁淀川町役場（2階会議室（教育委員会隣） 予定）

参加申込

説明会への参加は、説明会参加申込書（別紙）により、令和6年5月9日（木）午後3時までにFAXで申し込んでください。

なお、会場の都合により1社当たり2名までの参加とします。

7. 質疑と回答

質疑は、令和6年5月16日（木）午後2時（厳守）までに別紙様式により持参、又は郵送（書留郵便、又は配達証明に限る。）もしくはFAX、電子メールで受け付けます。

FAXと電子メールによる場合は、電話により受付完了の確認をしてください。

質疑と回答の内容は、令和6年5月21日（火）午後5時までに仁淀川町役場のホームページに掲載します。

8. 参加申込及び参加要件の確認

プロポーザルに参加したい事業者は、別紙様式1による参加申込書に資格要件の確認書類（別紙様式2-1及び別紙様式2-2）を添えて申込してください。申込に当たって提出される書類を次表に示します。

【提出書類、様式及び提出部数等】

番号	提出書類の名称	様式番号	規格	部数
1	参加申込書	別紙様式1	A4縦	1部
2	資格要件確認書	別紙様式 2-1、2-2	A4縦	1部
3	令和6年度仁淀川町移住定住促進空き家活用住宅改修工事に係る申立書	別紙様式3	A4縦	1部

(1) 参加申込書

- ①提出方法：持参、又は郵送（書留郵便、又は配達証明に限る）
- ②提出期限：令和6年5月23日（木）午後3時必着
- ③提出先：〒781-1592 吾川郡仁淀川町大崎200番地
仁淀川町役場 企画振興課（担当：中田、大原）
TEL 0889-35-1082 FAX 0889-35-0571
Mail kikaku@town.niyodogawa.lg.jp

(2) 資格要件の確認

仁淀川町企画振興課で申込者から提出のあった参加申込書と関係書類を確認します。申込書の資格要件の確認が完了したら、確認結果を令和6年5月27日（月）までに申込者へメールにて通知します。

(3) 資格要件が満たなかった者に対する理由説明

- ①参加申込書を提出した者のうち資格要件が満たなかった者に対しては、満たなかった旨及び満たなかった理由を書面により通知します。通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（町の閉庁日を除く。）以内に、書面により、町長に対して資格要件が満たなかったことについての説明を求めることができる。

②町長は説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（町の閉庁日を除く。）以内に書面にて回答します。

9. 企画提案書の作成

別途定める「令和6年度仁淀川町移住定住促進空き家活用住宅改修工事公募型プロポーザル企画提案書作成要領」に基づいて企画提案書を作成してください。

10. 審査

別途定める「令和6年度仁淀川町移住定住促進空き家活用住宅改修工事公募型プロポーザル審査要領」に基づき実施します。

11. 審査結果

審査結果は、令和6年6月28日（金）予定までに、全ての参加者に文書で通知します。なお、審査結果は仁淀川町情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示の対象となります。

12. 日程

令和6年	4月23日（火）	募集要領の公示
令和6年	5月14日（火）	説明会の開催
令和6年	5月16日（木）	質疑書の提出締切（午後2時まで）
令和6年	5月23日（木）	参加申込及び資格確認書類提出締切（午後3時まで）
令和6年	6月17日（月）	企画提案書の提出締切（午後3時まで）
令和6年	6月25日（火） 予定	審査委員会
令和6年	6月27日（木） 予定	審査結果通知

13. 提出書類の取扱い

（1）提出された書類は返却されません。

（2）提出された書類は、必要に応じて複写（町役場内及び審査委員会での使用に限ります）します。

(3) 提出された企画提案書は、仁淀川町情報公開条例に基づく開示請求があった場合には対象文書として原則開示することになります。なお、事業を営むうえで、競争又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は同条第7条第1項第6号の規定により非開示となりますので、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を別紙様式4により提出ください。

開示・非開示の判断は別紙様式4に基づき行うものではなく、別紙様式4を参考に、同条例に基づき町が客観的に判断します。

(4) 契約者以外の企画提案書の内容については、提案者の承諾なしに利用することはありません。

14. お問い合わせ先

〒781-1592 吾川郡仁淀川町大崎 200 番地
仁淀川町役場 企画振興課（担当：中田、大原）
TEL 0889-35-1082 FAX 0889-35-0571
Mail kikaku@town.niyodogawa.lg.jp

15. その他

(1) 参加申込提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出してください。辞退することによって、今後の仁淀川町との契約について不利益な取扱いをすることはありません。

(2) 企画提案書に要するすべての費用は参加者の負担とします。

(3) 次の各号に該当した場合、参加者は失格になる場合があります。

①提出書類に不備があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合

②審査委員、町職員又は当該プロポーザル関係者に対して、当該プロポーザルに係る不当な接触の事実が認められた場合

③プロポーザルの手続きの過程で、仁淀川町役場暴力団排除条例第6条に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合。

参加申込書

令和 年 月 日

仁淀川町長 様

所在地 _____

事業者名 _____

代表者名 _____ 印

令和6年度仁淀川町移住定住促進空き家活用住宅改修工事公募型プロポーザル募集要領に基づき、下記資料を添付のうえ、プロポーザルに参加を申し込みます。

記

1 参加する事業名（参加する事業へ)

令和5年度(繰越)空き家対策総合支援事業

仁淀川町移住定住促進空き家活用住宅（上土居第一住宅1号）改修工事

令和6年度(繰越)空き家対策総合支援事業

仁淀川町移住定住促進空き家活用住宅（森大内住宅1号）改修工事

2 別紙様式2 : 資格要件確認書

3 別紙様式3 : 令和6年度仁淀川町移住定住促進空き家活用住宅改修工事 公募型
プロポーザルに係る申立書

連絡先

担当者名 _____

電話番号 _____

FAX _____

E-mail _____

別紙

説明会参加申込書

令和 年 月 日

仁淀川町長 様

所在地

事業者名

代表者名

印

令和6年度仁淀川町移住定住促進空き家活用住宅改修工事公募型プロポーザル募集要領に基づき、説明会への参加を申し込みます。

連絡先

担当者名

電話番号

FAX

E-mail

別紙様式

令和6年度仁淀川町移住定住促進空き家活用住宅改修工事
公募型プロポーザルに関する質疑書

令和 年 月 日

所在地 _____

事業者名 _____

担当者名 _____

電話番号 _____

FAX _____

E-mail _____

質疑内容

提出先 : 仁淀川町役場企画振興課

資格要件確認書

事業者名称			
所在地			
代表者職・氏名			
設立年月日	年	月	日
資本金		従業員数	人
主たる工事			
法令による免許	※本工事（設計等含む）に活用できる免許をご記入ください。		

別紙様式 2-2

1	名 称	
	発注者名	
	契約期間	年 月 日 ~ 年 月 日
	工事内容	
2	名 称	
	発注者名	
	契約期間	年 月 日 ~ 年 月 日
	工事内容	

※過去 15 年以内の実績とする。写真を使用される場合は、1 物件当たり 1 枚以内とする。

令和 年 月 日

仁淀川町長 様

所在地 _____

事業者名 _____

代表者名 _____ 印

令和 6 年度仁淀川町移住定住促進空き家活用住宅改修工事
公募型プロポーザルに係る申立書

令和 6 年度仁淀川町移住定住促進空き家活用住宅改修工事公募型プロポーザルへの応募にあたり、応募者又は法人の代表者について、下記の事項を申し立ていたします。

記

- 1 管理技術者として、二級建築士以上の資格を有し、技術者を配置できる者であること。
- 2 当該年度の仁淀川町における「入札参加資格者名簿（建設工事）」に登録されている。
- 3 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- 4 「仁淀川町物品購入等指名停止措置要綱」及び「仁淀川町建設工事指名停止措置要綱」に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
- 5 仁淀川町内に主たる営業所又は従たる営業所を置く者。

別紙様式 4

仁淀川町長 様

所在地

事業者名

代表者名

印

開示請求があった場合に、提出書類を開示することで、今後弊社が事業を営むうえで、競争又は事業運営上の地位その他正当な利益を害する部分及びその具体的な理由は次のとおりです。

開示すると支障が生じる書類 (書類の頁・箇所等)	支障が生じる理由・生じる支障内容を具体的に記入してください。